

令和六年第四回

(十二月十八日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和六年第四回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和六年十二月十八日

| | | |
|--|-------|---|
| 期 日 | | 1 |
| 場 所 | | 1 |
| 出席議員 | | 1 |
| 欠席議員 | | 2 |
| 出席説明員 | | 2 |
| 出席議会事務局職員 | | 3 |
| 議事日程 | | 3 |
| 開会・開議 | | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | | 4 |
| 諸般の報告 | | 4 |
| 例月出納検査結果の報告 | | 4 |
| 令和六年度定期監査等の結果に関する報告 | | 4 |
| 挨拶（小柳津 明副管理者） | | 5 |
| 日程第一 会期の決定について | | 5 |
| 日程第二 議案第十三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | | 6 |
| 日程第三 議案第十四号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 | | 6 |
| 日程第四 議案第十五号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | | 6 |
| 提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長） | | 6 |

| | |
|--|----|
| 委員会付託 | 10 |
| 会議時間の延長 | 10 |
| 休憩 | 10 |
| 再開 | 10 |
| 委員会審査報告書の提出 | 10 |
| 日程の追加 | 10 |
| 追加日程第一 議案第十三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 追加日程第二 議案第十四号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 追加日程第三 議案第十五号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 総務・事業委員会審査結果報告（佐藤 篤委員長） | 11 |
| 採決 | 11 |
| 追加日程第四 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 採決 | 13 |
| 挨拶（小柳津 明副管理者） | 13 |
| 閉会 | 14 |
| 資料の部 | 19 |
| 議案の部 | 31 |

令和六年第四回特別区競馬組合議公会定例会議録

一期 日 令和六年十二月十八日（水）

二 場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員（二十二名）

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|--------|
| 十七番 | 十六番 | 十五番 | 十四番 | 十三番 | 十二番 | 十一番 | 十番 | 九番 | 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 三番 | 二番 | 一番 |
| （板橋区） | （豊島区） | （杉並区） | （中野区） | （渋谷区） | （世田谷区） | （大田区） | （目黒区） | （品川区） | （荒川区） | （北区） | （台東区） | （文京区） | （港区） | （中央区） | （千代田区） |
| 田中 | 芳賀 | 井口 | 酒井 | 丸山 | おぎの | 松原 | おのせ | 渡辺 | 北城 | 大沢 | 高森 | 白石 | 鈴木 | 瓜生 | 秋谷 |
| やすのり | 竜朗 | かづ子 | たぐや | 高司 | けんじ | 秀典 | 康裕 | ゆういち | 貞治 | たかし | 喜美子 | 英行 | たかや | 正高 | こうき |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

十八番

十九番

二十番

二十一番

二十二番

二十三番

四 欠席議員(一名)

四番

五 出席説明員

副 管 理 者

競馬事務局長(事業担当部長兼務)

経営企画担当部長

総務担当部長

経営企画室長(場外経営担当課長兼務)

広 報 課 長

シ ス テ ム 課 長

総 務 課 長

経 理 課 長

お 客 様 事 業 課 長

競 走 課 長

厩 舎 管 理 課 長

(練馬区)

(墨田区)

(江東区)

(足立区)

(葛飾区)

(江戸川区)

(新宿区)

福 沢 剛 君

佐 藤 篤 君

山 本 香 代 子 君

た だ 太 郎 君

伊 藤 進 君

藤 澤 進 君

ひ や ま 真 一 君

小 柳 津 明 君

桑 野 俊 郎 君

粕 谷 招 世 君

岸 幸 弘 君

赤 瀬 貴 之 君

愛 澤 洋 之 君

山 下 玲 子 君

中 島 浩 司 君

佐 藤 和 也 君

笹 岡 賢 治 君

木 村 洋 之 君

小 山 昭 二 君

施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）

監査委員 事務局長

六 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 担 当 課 長

書 記

書 記

七 議事日程

日 程 第 一 会期の決定について

日 程 第 二 議案第十三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 三 議案第十四号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四 議案第十五号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 一 議案第十三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 二 議案第十四号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 三 議案第十五号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 四 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

る条例

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 中 | 宮 | 市 | 秋 | 木 | 市 |
| 嶋 | 澤 | 川 | 山 | 内 | 川 |
| 将 | 裕 | 保 | 兵 | 昌 | 保 |
| 彦 | 司 | 夫 | 吾 | 彦 | 夫 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

開 会（午後三時〇〇分）

○議長（藤澤進一君） ただいまから、令和六年第四回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、十番おのせ康裕議員、十一番松原秀典議員を会議録署名議員に指名いたします。
次に、諸般の報告について、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

一、令和六年第四回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、本日出席いただいている議員は二十二名でございます。

○議長（藤澤進一君） 次に、例月出納検査の結果についての報告及び令和六年度定期監査等の結果に関する報告が監査委員から提

出されておりますので、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和六年八月分から十月分までの例月出納検査の結果について報告の写し及び令和六年度定期監査等の結果に関する報告についての写しをお配りしてございますので、配付をもって報告とさせていただきます。

○議長（藤澤進一君） ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津 明君） 特別区競馬組合の副管理者小柳津でございます。

令和六年第四回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。
本日も審議をいただきます案件といたしまして、条例案件三件の議案をご提案申し上げます。
何とぞ慎重なるご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
以上で、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤進一君） 副管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題とします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（藤澤進一君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日十二月十八日から二十日までの三日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日十二月十八日から二十日までの三日間とすることに決定いたしました。
次に、日程第二から日程第四までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

| | | |
|------|--------|--|
| 日程第二 | 議案第十三号 | 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第三 | 議案第十四号 | 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第四 | 議案第十五号 | 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |

○議長（藤澤進一君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第十三号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第十四号、特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第十五号、特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、順にご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の一ページをお開き願います。

初めに、議案第十三号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本案は、特別区において、職員の給料表の改定等が行われることとなりましたので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様な改正を行う必要があり、提案するものでございます。

十三ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

第一条による改正についてご説明いたします。

第二十四条第二項は、期末手当の支給月数を、一般職員にあつては「百分の百二十」から「百分の百三十」、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の百二・五」から「百分の百十二・五」とし、第三項で定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員を「百分の七十二・五」、管理監督の地位にある職員を「百分の六十三・七五」とし、次に、第二十四条

の四第二項は、勤勉手当の支給月数を、一般職員にあつては「百分の百二十二・五」から「百分の百二十二・五」、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の百三十」から「百分の百四十」とし、第三項で、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員を「百分の六十」、管理監督の地位にある職員を「百分の六十八・七五」とし、さらに公民較差を解消するため給料表を十五ページから三十ページに添付のとおり、それぞれ改正するものでございます。

恐れ入ります、三十一ページをお開き願います。

第二条による改正についてご説明いたします。

扶養手当について、第十条第二項中第一号の「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰上げ、同条第三項で前項第一号の扶養手当の月額を「一万五百円」、前項第二号から第五号の扶養手当の月額を「六千円」とし、第十一条は第十条の改正に伴う規定整理、第十一条の三は第十条の改正に伴う配偶者又はパートナーシップ関係の定義にかかる整備を行うものでございます。

次に、第二十四条第二項は、期末手当の支給月数を、一般職員にあつては「百分の百三十」から「百分の百二十五」、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の百十二・五」から「百分の百七・五」とし、第三項で、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員を「百分の七十」、管理監督の地位にある職員「百分の六十一・二五」とし、第二十四条の四第二項は、勤勉手当の支給月数を、一般職員にあつては「百分の百二十二・五」から「百分の百十七・五」、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の百四十」から「百分の百三十五」とし、第三項で定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員を「百分の五十七・五」、管理監督の地位にある職員を「百分の六十六・二五」とするものでございます。

続きまして、本条例の附則でございます。

附則第一項で、本条例の施行日は公布の日からとし、ただし第二条の規定は令和七年四月一日から施行する旨定めるものでございます。

第二項は、第一条の規定による給料表の改定は、令和六年四月一日から適用する旨を定め、第三項は第一条の規定による期末手当及び勤勉手当の改定は令和六年十二月一日から適用すると定めるものでございます。

第四項は、給料表の改定に伴う令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給について、第五項は、施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整について、それぞれ定めるものとございます。

第六項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする旨定めるもので、第七項から第九項で、扶養手当に係る特例措置について定め、第十項は、必要な事項についての委任条項でございます。

恐れ入ります、三十七ページをお開き願います。

続きまして、議案第十四号、特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整理するものでございます。

三十九ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

失業者の退職手当について、第十三条第八項第四号の「職業」を「安定した職業」とし、同条第十二項中、「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなさる日数に相当する」として、同項各号を削り、附則第八条の令和七年三月三十一日を令和九年三月三十一日とするものとございます。

附則第一項は、この条例は令和七年四月一日から施行することを定め、第二項は、経過措置として、この条例施行日前に職業に就いた退職職員に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給について、従前の例によることを定めます。

恐れ入ります、四十三ページをお開き願います。

続きまして、議案第十五号、特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、特別区において、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われることとなりましたので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要があり、提案するものでございます。

四十五ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

第一条による改正について、ご説明いたします。

第十六条第二項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を「百分の百二十」から「百分の百三十」とし、第十六条の二第二項におきまして、勤勉手当の支給月数を「百分の百十二・五」から「百分の百二十二・五」とし、次に、第二十九条第二項は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を「百分の百二十」から「百分の百三十」とし、第二十九条の二第二項におきまして、勤勉手当の支給月数を「百分の百十二・五」から「百分の百二十二・五」とするものでございます。

続きまして、第二条による改正について、ご説明いたします。

第十六条第二項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を「百分の百三十」から「百分の百二十五」とし、第十六条の二第二項におきまして、勤勉手当の支給月数を「百分の百二十二・五」から「百分の百十七・五」とし、第二十九条第二項は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を「百分の百三十」から「百分の百二十五」とし、第二十九条の二第二項におきまして、勤勉手当の支給月数を「百分の百二十二・五」から「百分の百十七・五」とするものでございます。

次に、本条例の附則でござります。

附則第一項で、本条例の施行日は公布の日からとし、ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する旨定めるものでございます。

第二項は、第一条の規定による期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正は、令和六年十二月一日から適用する旨定めるものでございます。

第三項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨定めるものでございます。

議案第十三号、第十四号及び第十五号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤進一君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

ここで議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後三時 十二分）

再 開（午後三時二十二分）

○議長（藤澤進一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長から委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって、ご報告といたします。

この際、日程の追加について、お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十三号ほか三件を本日の日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十三号ほか三件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第一 議案第十三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二 議案第十四号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第十五号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤澤進一君） これらの案につきまして、総務・事業委員長の報告を求めます。

佐藤総務・事業委員長。

○総務・事業委員長（佐藤 篤君） 総務・事業委員会に付託されました議案第十三号から議案第十五号までの審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後審査に入りましたが、審査に当たっては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第十三号から議案第十五号まで、全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（藤澤進一君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決であります。

議案第十三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十三号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十四号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十五号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十五号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第四

議員提出議案第一号

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例

○議長（藤澤進一君） 本案につきましては、会議規則第三十六条第三項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略

したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより、採決いたします。

議員提出議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津 明君） 本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定賜りまして、誠に

ありがとうございます。

今後とも全力で職務を遂行してまいりますので、議長をはじめ、皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。
して、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（藤澤進一君） 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和六年第四回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉

会（午後三時二十七分）

会
議
録
署
名
議
員

議
長
藤
澤
進
一

議
員
お
の
せ
康
裕

議
員
松
原
秀
典

資
料
の
部

令和6年第4回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和6年12月18日(水) 午後2時50分開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第13号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第14号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第15号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

写

6特競総第884号
令和6年12月11日

特別区競馬組合議会
議長 藤澤進一 殿

特別区競馬組合
管理者 近藤弥生

令和6年第4回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和6年12月18日(水)
- 2 場 所
東京区政会館 19階 191会議室
以 上

6 特 競 総 第 906 号
令和 6 年 12 月 11 日

写

特別区競馬組合議会
議長 藤 澤 進 一 殿

特別区競馬組合
管理者 近 藤 弥 生

議案の送付について

このことについて、令和 6 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件
を下記のとおり送付いたします。

記

1 条例案件

- 議案第 13 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第 15 号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

以 上

特別区競馬組合告示第二十六号

令和六年第四回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十二月十一日

写

一 期日 令和六年十二月十八日（水）

特別区競馬組合
管理者
近
藤
弥
生

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室



6 特競総第 920 号
令和 6 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 藤 澤 進 一 殿

特別区競馬組合
管理者 近 藤 弥 生

令和 6 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

6 特競議第 142 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1 組合役員 | |
| 副 管 理 者 | 小 柳 津 明 |
| 2 職 員 | |
| 競 馬 事 務 局 長 (事業担当部長兼務) | 桑 野 俊 郎 |
| 経 営 企 画 担 当 部 長 | 粕 谷 招 世 |
| 総 務 担 当 部 長 | 岸 幸 弘 |
| 経 営 企 画 室 長 (場外経営担当課長兼務) | 赤 瀬 貴 之 |
| 広 報 課 長 | 愛 澤 洋 |
| シ ス テ ム 課 長 | 山 下 玲 子 |
| 総 務 課 長 | 中 島 浩 司 |
| 経 理 課 長 | 佐 藤 和 也 |
| お 客 様 事 業 課 長 | 笹 岡 賢 治 |
| 競 走 課 長 | 木 村 洋 之 |
| 厩 舎 管 理 課 長 | 小 山 昭 二 |
| 施 設 再 整 備 担 当 課 長 (小林牧場長兼務) | 中 嶋 将 彦 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 宮 澤 裕 司 |
| | 以 上 |



6 特競監第 94 号
令和 6 年 10 月 3 日

特別区競馬組合議会
議 長 藤 澤 進 一 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 大 沢 たかし
(公 印 省 略)

令和 6 年 8 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 6 年 9 月 26 日 (木)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 6 年 8 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 6 年 8 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

(別紙掲載は省略)



6 特競監第 110 号
令和 6 年 11 月 1 日

特別区競馬組合議会
議長 藤澤進一様

特別区競馬組合

監査委員 田辺裕子
監査委員 大沢たかし
(公印省略)

令和 6 年 9 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 6 年 10 月 24 日 (木)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 6 年 9 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 6 年 9 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

(別紙掲載は省略)



6 特競監第 121 号
令和 6 年 12 月 4 日

特別区競馬組合議会
議長 藤澤進一様

特別区競馬組合

監査委員 田辺裕子
監査委員 大沢たかし
(公印省略)

令和 6 年 10 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 6 年 11 月 25 日 (月)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 6 年 10 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 6 年 10 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

(別紙掲載は省略)



6 特競監第 125 号
令和 6 年 12 月 4 日

特別区競馬組合議会
議長 藤澤進一様

特別区競馬組合
監査委員 田辺裕子
監査委員 大沢たかし

令和 6 年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、池田 裕一前監査委員職務執行者は令和 6 年 6 月 17 日まで関与し、大沢 たかし監査委員は令和 6 年 6 月 18 日から関与しています。

令和 6 年度

定期監査等報告書

特別区競馬組合監査委員

6 特競監第 125 号
令和 6 年 12 月 4 日

特別区競馬組合議会議長 様
特別区競馬組合管理者 様

特別区競馬組合
監査委員 田 辺 裕 子
監査委員 大 沢 たかし

令和 6 年度定期監査等の結果に関する報告について (提出)

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、池田 裕一前監査委員職務執行者は令和 6 年 6 月 17 日まで関与し、大沢 たかし監査委員は令和 6 年 6 月 18 日から関与していません。

第 1 定期監査

1 監査の対象及び実施期日

| 対 象 部 局 | 書 面 審 査 実 施 期 日 | 説 明 聴 取 実 施 期 日 |
|---------|--------------------------------|--|
| 議会事務局 | 9 月 30 日 (月) | 10 月 3 日 (木) |
| 経理課 | 7 月 29 日 (月)～8 月 2 日 (金) | ◇競馬事務局長説明聴取 6 月 17 日 (月) |
| 広報課 | 8 月 5 日 (月)～8 日 (木) | |
| 厩舎管理課 | 8 月 9 日 (金)、21 日 (水)、22 日 (木) | ◇課長説明聴取 10 月 21 日 (月) ・経営企画室長 ・競走課長 ・お客様事業課長 ・経理課長 ・厩舎管理課長 |
| 競走課 | 8 月 23 日 (金)～27 日 (火) | |
| システム課 | 8 月 27 日 (火)、29 日 (木)、30 日 (金) | |
| お客様事業課 | 9 月 2 日 (月)～5 日 (木) | 10 月 22 日 (火) ・総務課長 ・システム課長 ・広報課長 |
| 総務課 | 9 月 6 日 (金)～11 日 (水) | |
| 経営企画室 | 9 月 11 日 (水)～13 日 (金) | ◇牧場長説明聴取 9 月 17 日 (火) |
| 小林牧場 | 9 月 17 日 (火) | |
| 監査委員事務局 | 7 月 10 日 (水) | — |

2 監査の方法

あらかじめ所管部局から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合するなど書面審査を行い、関係管理職等から事情を聴取した。

3 監査の視点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令や計画に沿って適正に行われているかを主眼に、以下の点から実施した。

- (1) 会計処理における計数は正確であるか。
- (2) 事務事業の執行は、法令等に沿って適正に処理されているか。
- (3) 事業の経営が効率的、効果的に行われているか。

4 監査の結果

令和5年度及び令和6年度監査実施日までの事務事業及び財務事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、以下の意見・要望事項に記載する点について善処されたい。

なお、起案文書の必要事項の記載漏れ、押印漏れ等軽易な事務上の誤りについては、監査委員が監査委員事務局長を通じて改善を求めよう指示したほか、その都度関係職員に指導した。

【意見・要望事項】

(1) 契約事務について

① 随意契約について

契約事務については、全契約件数の中で随意契約の占める割合が高いこと、一般競争入札や見積合わせにおいては1者入札や1者見積りが目立つことについて、ここ数年改善を求めてきた。引続きこれらの改善に努めるとともに、適正な契約事務の運用を望むものである。

とりわけ随意契約については、競馬事業という特別な事情を考慮しても、契約案件ごとに基本原則である「地方自治法施行令」の規定に適合しているか、「特別区競馬組合契約事務規則」等に適合しているか、慎重に精査する必要がある。

当組合の契約担当部署で作成した事務マニュアル「契約事務の手引き」にも、「契約というものは、法律上、競争入札が原則であることから、この業者指定による随意契約はあくまでも例外的な措置であることをご理解ください。」「業者を指定する理由には厳密さが求められます。明確な理由がない場合、業者指定はできません」との記述がある。

しかしながら、下記に示すように業者指定理由が根拠のあるものかどうか、疑義のある随意契約が散見された。法令及び自ら定めた規則・基準・マニュアル等に基づき厳正な運用を図られたい。

(a) 他の事業者と関連のある事業又は共同して行う事業について、業務委託を行う場合、その業務委託事業者について「他の事業者より依頼(指定)された」と業者指定理由書には記載があるが、その根拠となる文書が添付されておらず、その依頼(指定)が真正なるものか判断できないケース

(東京大賞典実況中継番組の制作・放映の実施及び同業務の委託につ

いて)

(JRAコラボイベント(年末)の実施及び同業務委託について)

(b) 業務委託契約において委託先に指定しようとしている事業者(一般社団法人)について「上部団体より推薦を受けた」「各専門分野に精通した事業者が指定を受けることにより、当該業務の遂行が可能になる」と、業者指定理由書に記載があるが、上部団体からの推薦書が存在せず、当該事業者の業務内容等を示す文書等も添付されていない。さらに、上部団体の推薦がただちに業者指定理由になるものではない。これらのことから当該事業者を指定する明確な理由が不明なケース(大井競馬場及び小林牧場の土地・施設運用に係るアドバイザー業務委託について)

② 議会の議決に付すべき事件(契約)について

当組合では、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、一定の条件下にある工事又は製造の請負契約の締結、財産の交換・譲渡・貸付、信託、不動産若しくは動産の買入れ・売払い等について、「特別区競馬組合議会の議決に付すべき事件に関する条例」を制定し、運用している。例えば、二千万円以上の動産を買入れる場合は、特別区競馬組合議会の議決をもって正式な契約を締結することになっている。

これに先立ち契約の相手方や契約金額を確定するため仮契約を締結している。これは他の自治体でも行われており、仮契約は議会の議決を得ることを停止条件として本契約を締結するために行うものである。また当該事件(契約)が否決された場合には本契約の締結は行わない旨の条項を明記すべきものである。

しかるに、本年6月27日に仮契約を締結した「競走用ウォーキングマシンの購入にかかる仮契約」では、議案が否決された場合に本契約を締結しない旨の記述が不明確である。さらに否決された場合の損害賠償についての条項があるが、これについては未だ本契約が締結されていない段階であるので不要と考える。あくまでも議会の議決によって契約は成立するものであり、仮契約の締結にあたっては、法令や条例の趣旨を十分踏まえて行われたい。

③ 事業を実施するにあたって計画的、総合的に勘案すべき例について

(a) 同一年度にシステムの改修を二度にわたって行ったケース

(厩舎管理システム改修業務委託契約)

- (b) 類似の内容の事業を同一の事業者による別々の契約で委託していたケース
(基本広報活動業務委託契約とラジオCM等業務委託契約)

以上に挙げたケースに限らず、すべての契約事務において、競争性、透明性、経済性に優れた一般競争入札を原則として掲げる地方自治法に基づき、適正な運用を図るよう努めていただきたい。

(2) 奨励金について

昨年度マングリンヒーロー号によるサンタアニタダービー競走遠征事業及びケンタッキーダービー競走遠征事業が実施され、馬主、調教師、厩務員に渡航費用を含め合計1,314万4,080円が海外競走出走奨励金として「海外競走出走奨励事業実施要綱」に基づき支出されている。

一方、「特別区競馬組合補助金等交付規則」(以下「規則」という。)第2条では補助金等の定義について、第5条では補助金等の交付の申請について規定されている。また「特別区競馬組合補助金等交付規則の施行について(依命通達 平成25年4月1日)」によれば、この規則の適用を受ける補助金の定義として、「特別区競馬組合(以下「組合」という。)が公益上の必要により、組合以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないものであること。従って、名称がたとえ分担金、交付金、助成金、奨励金等であっても、相当の反対給付を受けない給付金であれば、この補助金等として、この規則の適用を受けるものであること。」と明記している。

したがって、上記の海外競走出走奨励金は、この規則に従って交付申請等の手続きを馬主等対象者から受けたうえで、奨励金を交付すべきであった。しかしながら交付申請書等の提出はなく、渡航費用についても、金額のみが表示された航空券の支払いに関する書類の写しのみを受け取っただけである。この規則における補助金の交付手続が必要ではないのであれば、その理由を明確にすべきである。

また、昨年度は出走の取り止めとなった競走があり、馬主、騎手、調教師、厩務員に対して、特別措置として奨励金を支給している。この件については、現在のところ特段の規定がないため、起案により支給されているが、これについても、交付申請等の手続きは取られていない。

今後、同様の事例が生じた場合のルールとして規定を整備し、支給されたい。

なお、その際には「特別区競馬組合補助金等交付規則」に基づき適切に運用されたい。

(3) 出張に関わる旅費の支払いについて

近年、宿泊や航空券の予約や決済がインターネットを通じて容易に手続きできるようになったため、これらについて職員個人のクレジットカードで支払いを行っている例が多く見受けられた。出張にかかる旅費については、資金前渡を受けて現金で購入することが原則である。近年の決済の状況を踏まえて、今後クレジットカードによる決済について公務における取扱等の制度化が検討されているが、現在のところは、原則に則した支払いを行うよう、職員に周知徹底していただきたい。

(4) 文書事務について

意思決定がシステムで行われるようになり、事務の合理化が図られてきた一方、全課にわたって、起案の誤り、記入漏れ、決裁漏れ、決定権者の誤り、また決裁後に文書システム上での処理が完結しておらず、決定日・施行日等の漏れなどが多数見られた。従来の旅行命令簿や休暇関係書類などの処理の不備も見られたが、文書事務がシステム上で処理されるようになってから生じている誤りも多く見られた。

また、起案の内容について、事業の必要性・内容、購入物品の数量の根拠、配布方法・配布先の内訳等、事業内容の詳細な記載がなく、不明確な起案も相当数見受けられた。さらに、管理者決定の臨時代行(代決)が全課で多数見られた。

各所属において、一層の指導の徹底とチェック体制の強化により、適正な文書事務の管理を進めるとともに、組織全体としてその改善に取り組んでいただきたい。

第2 財政援助団体等の監査

1 特別区競馬組合職員互助会

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合の常勤職員及び非常勤職員の福利厚生、相互扶助事業を行っている団体である。特別区競馬組合からは、会員の会費（給料月額3.5/1000）相当額の福利厚生交付金を受けている。

(2) 実施期日

書面審査 令和6年9月6日(金)～11日(水)
説明聴取 令和6年10月22日(火)

(3) 監査の方法

規約、規程及び令和5年度事業実績・令和6年度事業計画等について監査資料と関係書類、諸帳簿等を照合するなどの書面審査を行い、関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

- ①事業は、補助金の目的に沿って適正に運営されているか。
- ②補助金、助成金及び貸付金の会計処理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和5年度及び令和6年度監査実施日までの特別区競馬組合職員互助会の事業の運営及び会計処理は、おおむね適正に行われたものと認められる。

なお、補助金交付団体である競馬組合の指導に従い、厳正な資産管理に努められたい。

2 株式会社ティシーケイサービス

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合が全額出資し、平成13年2月9日に設立され、大井本場及びオフト後楽園等の場外発売所における勝馬投票券発売業務、大井本場等における指定席券発売業務等を、特別区競馬組合から受託して実施している。

(2) 実施期日

書面審査 令和6年9月27日(金)
説明聴取 令和6年10月22日(火)

(3) 監査の方法

令和5年度事業結果、財務諸表、令和6年度事業計画などを書面審査するとともに関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

- ①経営は、出資目的に則って適正に執行されているか。
- ②会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和5年度及び令和6年度監査実施日までの株式会社ティシーケイサービスの経営、会計処理及び財産の管理は、おおむね適正に行われていたと認められる。

【意見・要望事項】

現金の保管について、売り上げの集計表の記載に10円の誤りがあった。適正な管理に努められたい。

令和6年第4回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程

令和6年12月18日(水) 午後2時50分開議

- 追加日程第1 議案第13号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第14号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第15号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議員提出議案第1号 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

写

令和6年12月18日

特別区競馬組合議会
議長 藤澤 進一 様

特別区競馬組合議会
総務・事業委員長 佐藤 篤

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査結果 |
|--------|--|------|
| 議案第13号 | 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第15号 | 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |

議
案
の
部

議案第十三号

特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例 (昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号) の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同項ただし書中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第二十四条の四第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

第二条 特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項各号を次のように改める。

一 前項第一号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) 一万五百円
二 前項第二号から第五号までに該当する扶養親族 六千円

第十一条第一項第二号中「前条第二項第三号若しくは第五号」を「前条第二項第二号若しくは第四号」に改める。

第十一条の三第一項第二号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 又はパートナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。) の相手方 (以下「パートナーシップ関係の相手方」という。) 」に改める。
第二十四条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改め、同項ただし書中「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十四条の四第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例(以下「第一条による改正後の条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定に限る。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。
(令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

4 令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定による改正前の特別区競馬組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者が定める。

(施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(扶養手当に関する特例措置)

7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例(以下「第二条による改正後の条例」という。)(第十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百万」とあるのは、「九千五百円」とする。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例第十条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百万」とあるのは、「一万円」とする。

9 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正前の特別区競馬組合職員の給与に関する条例第十条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例第十条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

- 一 令和七年度 四千元
- 二 令和八年度 二千元

(委任)

10 附則第四項から第六項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(提案理由)

特別区において職員の給料表の改定等が行われることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 230,300 | 287,400 | 327,000 | 358,600 | 398,900 | 482,300 |
| 42 | 231,400 | 288,700 | 328,800 | 360,600 | 401,200 | 483,800 |
| 43 | 232,600 | 290,100 | 330,600 | 362,600 | 403,400 | 485,200 |
| 44 | 233,800 | 291,500 | 332,400 | 364,500 | 405,600 | 486,600 |
| 45 | 235,100 | 292,800 | 334,100 | 366,400 | 407,700 | 487,900 |
| 46 | 236,200 | 294,100 | 335,800 | 368,200 | 409,700 | 489,300 |
| 47 | 237,300 | 295,500 | 337,500 | 370,100 | 411,700 | 490,500 |
| 48 | 238,500 | 296,800 | 339,300 | 372,000 | 413,600 | 491,700 |
| 49 | 239,800 | 298,200 | 341,100 | 373,900 | 415,500 | 492,800 |
| 50 | 240,900 | 299,600 | 342,800 | 375,700 | 417,200 | 494,000 |
| 51 | 242,000 | 300,900 | 344,500 | 377,600 | 418,800 | 495,000 |
| 52 | 243,200 | 302,200 | 346,200 | 379,300 | 420,200 | 496,000 |
| 53 | 244,400 | 303,500 | 348,000 | 381,000 | 421,600 | 497,000 |
| 54 | 245,500 | 304,800 | 349,700 | 382,700 | 423,000 | 497,900 |
| 55 | 246,600 | 306,100 | 351,400 | 384,400 | 424,300 | 498,800 |
| 56 | 247,800 | 307,400 | 353,000 | 385,900 | 425,400 | 499,700 |
| 57 | 249,000 | 308,700 | 354,600 | 387,400 | 426,500 | 500,500 |
| 58 | 250,100 | 310,000 | 356,200 | 388,900 | 427,600 | 501,300 |
| 59 | 251,200 | 311,200 | 357,800 | 390,400 | 428,700 | 502,100 |
| 60 | 252,400 | 312,500 | 359,400 | 391,900 | 429,600 | 502,800 |
| 61 | 253,600 | 313,800 | 361,000 | 393,300 | 430,500 | 503,500 |
| 62 | 254,700 | 315,100 | 362,600 | 394,600 | 431,400 | 504,200 |
| 63 | 255,900 | 316,400 | 364,100 | 395,900 | 432,200 | 504,800 |
| 64 | 257,100 | 317,700 | 365,600 | 397,100 | 433,000 | 505,400 |
| 65 | 258,200 | 318,900 | 367,100 | 398,200 | 433,800 | 506,000 |
| 66 | 259,300 | 320,200 | 368,600 | 399,200 | 434,500 | 506,600 |
| 67 | 260,500 | 321,500 | 370,100 | 400,200 | 435,300 | 507,100 |
| 68 | 261,600 | 322,800 | 371,500 | 401,200 | 436,000 | 507,600 |
| 69 | 262,800 | 324,000 | 372,900 | 402,200 | 436,600 | 508,100 |
| 70 | 263,900 | 325,300 | 374,200 | 403,000 | 437,300 | 508,600 |
| 71 | 265,100 | 326,600 | 375,500 | 403,900 | 437,900 | 509,100 |
| 72 | 266,200 | 327,800 | 376,700 | 404,700 | 438,500 | 509,600 |
| 73 | 267,400 | 329,100 | 377,800 | 405,500 | 439,000 | 510,100 |
| 74 | 268,500 | 330,300 | 378,800 | 406,200 | 439,500 | 510,600 |
| 75 | 269,600 | 331,500 | 379,800 | 406,900 | 440,000 | 511,100 |
| 76 | 270,800 | 332,600 | 380,700 | 407,600 | 440,600 | 511,600 |
| 77 | 272,000 | 333,700 | 381,700 | 408,300 | 441,200 | 512,100 |
| 78 | 273,100 | 334,800 | 382,600 | 408,900 | 441,800 | 512,600 |
| 79 | 274,300 | 335,800 | 383,500 | 409,600 | 442,400 | 513,100 |
| 80 | 275,500 | 336,800 | 384,200 | 410,200 | 442,800 | 513,600 |
| 81 | 276,600 | 337,600 | 385,000 | 410,800 | 443,300 | 514,100 |
| 82 | 277,800 | 338,500 | 385,800 | 411,300 | 443,800 | 514,600 |
| 83 | 278,900 | 339,300 | 386,500 | 411,800 | 444,300 | 515,100 |
| 84 | 280,000 | 340,100 | 387,100 | 412,300 | 444,800 | 515,600 |

別表第1（第5条関係）

行政職給料表（一）

| 職員の 区分 | 職務の級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|--------------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 177,400 | 231,500 | 254,100 | 276,700 | 303,500 | 379,400 |
| | 2 | 178,500 | 232,400 | 255,500 | 278,600 | 305,700 | 382,000 |
| | 3 | 179,600 | 233,300 | 256,900 | 280,500 | 307,900 | 384,600 |
| | 4 | 180,800 | 234,300 | 258,300 | 282,400 | 310,100 | 387,200 |
| | 5 | 182,000 | 235,300 | 259,800 | 284,400 | 312,400 | 389,900 |
| | 6 | 183,200 | 236,400 | 261,400 | 286,300 | 314,600 | 392,600 |
| | 7 | 184,400 | 237,500 | 263,000 | 288,200 | 316,900 | 395,300 |
| | 8 | 185,600 | 238,600 | 264,600 | 290,200 | 319,200 | 398,100 |
| | 9 | 186,800 | 239,800 | 266,300 | 292,200 | 321,500 | 400,900 |
| | 10 | 188,000 | 241,000 | 268,000 | 294,100 | 323,900 | 403,700 |
| | 11 | 189,400 | 242,200 | 269,800 | 296,100 | 326,200 | 406,500 |
| | 12 | 190,700 | 243,400 | 271,600 | 298,100 | 328,600 | 409,300 |
| | 13 | 192,000 | 244,600 | 273,400 | 300,100 | 330,900 | 412,100 |
| | 14 | 193,500 | 245,900 | 275,200 | 302,100 | 333,300 | 414,900 |
| | 15 | 195,000 | 247,200 | 277,000 | 304,100 | 335,600 | 417,700 |
| | 16 | 196,500 | 248,500 | 278,900 | 306,100 | 338,000 | 420,500 |
| | 17 | 198,000 | 249,900 | 280,800 | 308,000 | 340,300 | 423,400 |
| | 18 | 199,700 | 251,300 | 282,600 | 309,900 | 342,700 | 426,300 |
| | 19 | 201,600 | 252,700 | 284,500 | 311,900 | 345,100 | 429,200 |
| | 20 | 203,400 | 254,100 | 286,400 | 313,900 | 347,400 | 432,100 |
| | 21 | 205,200 | 255,600 | 288,300 | 315,900 | 349,700 | 435,000 |
| | 22 | 207,000 | 257,100 | 290,100 | 317,900 | 352,200 | 438,000 |
| | 23 | 208,900 | 258,600 | 292,000 | 319,800 | 354,600 | 441,100 |
| | 24 | 210,800 | 260,100 | 293,900 | 321,800 | 357,000 | 444,100 |
| | 25 | 212,600 | 261,600 | 295,800 | 323,800 | 359,300 | 447,100 |
| | 26 | 214,500 | 263,100 | 298,100 | 326,200 | 361,700 | 449,900 |
| | 27 | 216,500 | 264,600 | 300,500 | 328,700 | 364,100 | 452,700 |
| | 28 | 218,300 | 266,100 | 302,900 | 331,200 | 366,500 | 455,400 |
| | 29 | 220,000 | 267,700 | 305,300 | 333,700 | 369,100 | 458,000 |
| | 30 | 220,900 | 269,800 | 307,200 | 335,900 | 371,900 | 460,600 |
| | 31 | 221,600 | 271,900 | 309,000 | 338,000 | 374,700 | 463,100 |
| | 32 | 222,300 | 274,000 | 310,800 | 340,100 | 377,500 | 465,500 |
| | 33 | 223,000 | 276,200 | 312,600 | 342,200 | 380,300 | 467,700 |
| | 34 | 223,800 | 277,600 | 314,400 | 344,200 | 382,800 | 469,800 |
| | 35 | 224,600 | 279,000 | 316,200 | 346,200 | 385,100 | 471,800 |
| | 36 | 225,500 | 280,400 | 318,000 | 348,300 | 387,400 | 473,900 |
| | 37 | 226,400 | 281,900 | 319,800 | 350,400 | 389,800 | 475,800 |
| | 38 | 227,300 | 283,300 | 321,600 | 352,500 | 392,200 | 477,600 |
| | 39 | 228,300 | 284,700 | 323,400 | 354,600 | 394,500 | 479,200 |
| 40 | 229,200 | 286,100 | 325,200 | 356,600 | 396,700 | 480,800 | |

| | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 129 | 317,500 | | | 407,200 | 431,000 | | |
| 130 | 317,900 | | | 407,600 | | | |
| 131 | 318,300 | | | 408,000 | | | |
| 132 | 318,700 | | | 408,400 | | | |
| 133 | 319,000 | | | 408,800 | | | |
| 134 | 319,400 | | | | | | |
| 135 | 319,700 | | | | | | |
| 136 | 320,000 | | | | | | |
| 137 | 320,300 | | | | | | |
| 138 | 320,600 | | | | | | |
| 139 | 320,900 | | | | | | |
| 140 | 321,200 | | | | | | |
| 141 | 321,500 | | | | | | |
| 142 | 321,800 | | | | | | |
| 143 | 322,100 | | | | | | |
| 144 | 322,400 | | | | | | |
| 145 | 322,700 | | | | | | |
| 146 | 323,000 | | | | | | |
| 147 | 323,300 | | | | | | |
| 148 | 323,600 | | | | | | |
| 149 | 323,900 | | | | | | |
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員 | 基 準 給料月額 |
| | 200,400 | 235,400 | 274,000 | 292,100 | 316,600 | 384,100 | |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

| | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 85 | 281,200 | 340,700 | 387,800 | 412,800 | 445,300 | 516,100 | |
| 86 | 282,300 | 341,400 | 388,400 | 413,200 | 445,800 | 516,600 | |
| 87 | 283,500 | 342,000 | 389,000 | 413,700 | 446,200 | 517,100 | |
| 88 | 284,600 | 342,600 | 389,500 | 414,200 | 446,700 | 517,600 | |
| 89 | 285,800 | 343,200 | 390,000 | 414,600 | 447,200 | 518,100 | |
| 90 | 287,000 | 343,800 | 390,500 | 415,100 | 447,700 | | |
| 91 | 288,100 | 344,400 | 391,000 | 415,600 | 448,200 | | |
| 92 | 289,200 | 344,900 | 391,500 | 416,000 | 448,700 | | |
| 93 | 290,400 | 345,400 | 392,000 | 416,400 | 449,100 | | |
| 94 | 291,600 | 345,900 | 392,500 | 416,900 | 449,600 | | |
| 95 | 292,800 | 346,400 | 393,000 | 417,400 | 450,100 | | |
| 96 | 293,900 | 346,900 | 393,500 | 417,800 | 450,600 | | |
| 97 | 295,000 | 347,400 | 393,900 | 418,200 | 451,100 | | |
| 98 | 296,200 | 347,800 | 394,300 | 418,600 | 451,600 | | |
| 99 | 297,400 | 348,300 | 394,800 | 419,000 | 452,100 | | |
| 100 | 298,600 | 348,800 | 395,300 | 419,400 | 452,600 | | |
| 101 | 299,600 | 349,300 | 395,800 | 419,800 | 453,100 | | |
| 102 | 300,700 | 349,700 | 396,300 | 420,200 | 453,600 | | |
| 103 | 301,800 | 350,200 | 396,800 | 420,600 | 454,100 | | |
| 104 | 302,800 | 350,700 | 397,200 | 421,000 | 454,600 | | |
| 105 | 303,700 | 351,200 | 397,600 | 421,400 | 455,100 | | |
| 106 | 304,700 | 351,600 | 398,000 | 421,800 | 455,600 | | |
| 107 | 305,600 | 352,000 | 398,400 | 422,200 | 456,100 | | |
| 108 | 306,500 | 352,400 | 398,800 | 422,600 | 456,600 | | |
| 109 | 307,400 | 352,800 | 399,200 | 423,000 | 457,100 | | |
| 110 | 308,200 | 353,200 | 399,600 | 423,400 | | | |
| 111 | 309,000 | 353,600 | 400,000 | 423,800 | | | |
| 112 | 309,800 | 354,000 | 400,400 | 424,200 | | | |
| 113 | 310,400 | 354,400 | 400,800 | 424,600 | | | |
| 114 | 311,100 | 354,800 | 401,200 | 425,000 | | | |
| 115 | 311,700 | 355,200 | 401,600 | 425,400 | | | |
| 116 | 312,300 | 355,600 | 402,000 | 425,800 | | | |
| 117 | 312,800 | 356,000 | 402,400 | 426,200 | | | |
| 118 | 313,300 | 356,400 | 402,800 | 426,600 | | | |
| 119 | 313,700 | 356,800 | 403,200 | 427,000 | | | |
| 120 | 314,100 | 357,200 | 403,600 | 427,400 | | | |
| 121 | 314,400 | 357,600 | 404,000 | 427,800 | | | |
| 122 | 314,800 | | 404,400 | 428,200 | | | |
| 123 | 315,200 | | 404,800 | 428,600 | | | |
| 124 | 315,600 | | 405,200 | 429,000 | | | |
| 125 | 316,000 | | 405,600 | 429,400 | | | |
| 126 | 316,300 | | 406,000 | 429,800 | | | |
| 127 | 316,700 | | 406,400 | 430,200 | | | |
| 128 | 317,100 | | 406,800 | 430,600 | | | |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 202,900 | 275,800 | 305,700 | 320,200 |
| 42 | 203,700 | 277,000 | 307,000 | 321,800 |
| 43 | 204,400 | 278,100 | 308,400 | 323,500 |
| 44 | 205,200 | 279,300 | 309,800 | 325,100 |
| 45 | 206,000 | 280,300 | 311,200 | 326,800 |
| 46 | 206,800 | 281,500 | 312,600 | 328,400 |
| 47 | 207,800 | 282,600 | 313,900 | 330,000 |
| 48 | 208,600 | 283,700 | 315,100 | 331,500 |
| 49 | 209,600 | 284,800 | 316,400 | 333,000 |
| 50 | 210,600 | 285,900 | 317,700 | 334,500 |
| 51 | 211,700 | 287,100 | 319,000 | 336,000 |
| 52 | 212,800 | 288,100 | 320,200 | 337,300 |
| 53 | 213,900 | 289,300 | 321,400 | 338,600 |
| 54 | 214,900 | 290,300 | 322,600 | 339,900 |
| 55 | 215,900 | 291,400 | 323,700 | 341,200 |
| 56 | 216,800 | 292,400 | 324,700 | 342,500 |
| 57 | 217,700 | 293,500 | 325,700 | 343,700 |
| 58 | 219,200 | 294,300 | 326,500 | 344,900 |
| 59 | 220,200 | 295,200 | 327,400 | 346,000 |
| 60 | 221,300 | 296,000 | 328,200 | 347,100 |
| 61 | 222,400 | 296,800 | 329,000 | 348,000 |
| 62 | 223,400 | 297,500 | 329,800 | 348,900 |
| 63 | 224,400 | 298,200 | 330,600 | 349,800 |
| 64 | 225,500 | 298,900 | 331,200 | 350,600 |
| 65 | 226,600 | 299,500 | 331,900 | 351,500 |
| 66 | 227,600 | 300,100 | 332,600 | 352,200 |
| 67 | 228,600 | 300,600 | 333,200 | 353,000 |
| 68 | 229,700 | 301,100 | 333,700 | 353,700 |
| 69 | 230,800 | 301,700 | 334,300 | 354,400 |
| 70 | 231,800 | 302,200 | 334,800 | 355,000 |
| 71 | 232,900 | 302,700 | 335,300 | 355,600 |
| 72 | 234,000 | 303,200 | 335,700 | 356,200 |
| 73 | 235,000 | 303,600 | 336,200 | 356,900 |
| 74 | 236,000 | 304,000 | 336,600 | 357,400 |
| 75 | 237,100 | 304,500 | 337,000 | 358,000 |
| 76 | 238,100 | 304,900 | 337,500 | 358,500 |
| 77 | 239,100 | 305,400 | 337,900 | 359,000 |
| 78 | 240,100 | 305,700 | 338,300 | 359,500 |
| 79 | 241,200 | 306,200 | 338,800 | 359,900 |
| 80 | 242,200 | 306,600 | 339,200 | 360,400 |
| 81 | 243,300 | 307,000 | 339,500 | 360,800 |
| 82 | 244,300 | 307,400 | 339,900 | 361,100 |
| 83 | 245,300 | 307,800 | 340,300 | 361,600 |
| 84 | 246,400 | 308,300 | 340,700 | 362,000 |

別表第2（第5条関係）
行政職給料表（二）

| 職員の 区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 161,800 | 225,100 | 242,000 | 248,600 |
| | 2 | 162,500 | 226,000 | 243,600 | 250,200 |
| | 3 | 163,200 | 227,300 | 245,200 | 251,900 |
| | 4 | 163,900 | 228,600 | 246,900 | 253,600 |
| | 5 | 164,600 | 229,900 | 248,500 | 255,400 |
| | 6 | 165,300 | 231,300 | 250,100 | 257,000 |
| | 7 | 166,000 | 232,600 | 251,700 | 258,800 |
| | 8 | 166,700 | 233,900 | 253,300 | 260,500 |
| | 9 | 167,400 | 235,300 | 255,200 | 262,300 |
| | 10 | 168,100 | 237,200 | 257,000 | 264,000 |
| | 11 | 168,800 | 239,000 | 259,000 | 265,800 |
| | 12 | 169,500 | 240,800 | 261,100 | 267,500 |
| | 13 | 170,200 | 242,700 | 263,100 | 269,200 |
| | 14 | 171,200 | 244,000 | 264,800 | 270,900 |
| | 15 | 172,200 | 245,200 | 266,400 | 272,600 |
| | 16 | 173,200 | 246,500 | 267,900 | 274,300 |
| | 17 | 174,200 | 247,800 | 269,500 | 276,100 |
| | 18 | 175,300 | 249,000 | 271,000 | 277,800 |
| | 19 | 176,400 | 250,300 | 272,600 | 279,500 |
| | 20 | 177,500 | 251,500 | 274,100 | 281,300 |
| | 21 | 178,700 | 252,600 | 275,700 | 283,100 |
| | 22 | 179,900 | 253,800 | 277,200 | 285,100 |
| | 23 | 181,100 | 255,000 | 278,800 | 287,300 |
| | 24 | 182,300 | 256,200 | 280,300 | 289,500 |
| | 25 | 183,400 | 257,400 | 281,900 | 291,700 |
| | 26 | 184,600 | 258,500 | 283,400 | 293,600 |
| | 27 | 186,000 | 259,700 | 285,000 | 295,400 |
| | 28 | 187,300 | 260,900 | 286,500 | 297,200 |
| | 29 | 188,500 | 262,100 | 288,000 | 299,100 |
| | 30 | 190,000 | 263,300 | 289,500 | 300,800 |
| | 31 | 191,500 | 264,500 | 290,900 | 302,600 |
| | 32 | 192,500 | 265,600 | 292,500 | 304,400 |
| | 33 | 193,500 | 266,800 | 294,000 | 306,200 |
| | 34 | 195,200 | 267,900 | 295,500 | 308,100 |
| | 35 | 197,000 | 269,100 | 297,000 | 309,900 |
| | 36 | 198,700 | 270,200 | 298,400 | 311,700 |
| | 37 | 200,200 | 271,300 | 300,000 | 313,400 |
| | 38 | 201,000 | 272,500 | 301,400 | 315,200 |
| | 39 | 201,700 | 273,500 | 302,900 | 316,900 |
| 40 | 202,300 | 274,700 | 304,300 | 318,600 | |

| | | | | |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 129 | 286,100 | 322,700 | 357,200 | |
| 130 | 286,500 | 322,900 | 357,600 | |
| 131 | 286,800 | 323,100 | 358,000 | |
| 132 | 287,200 | 323,300 | 358,400 | |
| 133 | 287,600 | 323,500 | 358,800 | |
| 134 | 287,900 | 323,600 | 359,200 | |
| 135 | 288,200 | 323,700 | 359,600 | |
| 136 | 288,600 | 323,800 | 360,000 | |
| 137 | 288,900 | 323,900 | 360,400 | |
| 138 | 289,300 | 324,000 | 360,800 | |
| 139 | 289,700 | 324,100 | 361,200 | |
| 140 | 290,000 | 324,200 | 361,600 | |
| 141 | 290,300 | 324,300 | 362,000 | |
| 142 | 290,700 | 324,400 | 362,400 | |
| 143 | 290,900 | 324,500 | 362,800 | |
| 144 | 291,200 | 324,600 | 363,200 | |
| 145 | 291,500 | 324,700 | 363,600 | |
| 146 | 291,700 | 324,800 | 364,000 | |
| 147 | 292,000 | 324,900 | 364,400 | |
| 148 | 292,300 | 325,000 | 364,800 | |
| 149 | 292,600 | 325,100 | 365,200 | |
| 150 | 292,800 | | 365,600 | |
| 151 | 293,100 | | 366,000 | |
| 152 | 293,400 | | 366,400 | |
| 153 | 293,700 | | 366,800 | |
| 154 | 293,900 | | 367,100 | |
| 155 | 294,200 | | 367,400 | |
| 156 | 294,500 | | 367,700 | |
| 157 | 294,700 | | 368,000 | |
| 158 | 295,000 | | | |
| 159 | 295,300 | | | |
| 160 | 295,600 | | | |
| 161 | 295,900 | | | |
| 162 | 296,200 | | | |
| 163 | 296,500 | | | |
| 164 | 296,800 | | | |
| 165 | 297,100 | | | |
| 定年前 再任用 短時間 勤務職員 | 基 準 給料月額 | 基 準 給料月額 | 基 準 給料月額 | 基 準 給料月額 |
| | 216,300 | 227,500 | 248,600 | 279,800 |

備考 この表は、既務、その他これらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 85 | 247,500 | 308,700 | 341,200 | 362,400 |
| 86 | 248,500 | 309,100 | 341,600 | 362,800 |
| 87 | 249,600 | 309,400 | 342,000 | 363,200 |
| 88 | 250,700 | 309,800 | 342,400 | 363,600 |
| 89 | 251,700 | 310,100 | 342,700 | 363,900 |
| 90 | 252,800 | 310,500 | 343,100 | 364,400 |
| 91 | 253,800 | 310,800 | 343,400 | 364,800 |
| 92 | 254,800 | 311,200 | 343,800 | 365,200 |
| 93 | 255,900 | 311,500 | 344,100 | 365,500 |
| 94 | 256,900 | 311,900 | 344,500 | 365,900 |
| 95 | 258,000 | 312,200 | 344,800 | 366,200 |
| 96 | 259,000 | 312,600 | 345,100 | 366,600 |
| 97 | 260,100 | 312,900 | 345,500 | 366,900 |
| 98 | 261,200 | 313,300 | 345,800 | 367,300 |
| 99 | 262,200 | 313,600 | 346,200 | 367,600 |
| 100 | 263,200 | 314,000 | 346,500 | 368,000 |
| 101 | 264,300 | 314,300 | 346,900 | 368,300 |
| 102 | 265,400 | 314,700 | 347,200 | 368,700 |
| 103 | 266,400 | 315,100 | 347,600 | 369,000 |
| 104 | 267,400 | 315,500 | 347,900 | 369,400 |
| 105 | 268,500 | 315,900 | 348,200 | 369,700 |
| 106 | 269,500 | 316,300 | 348,600 | 370,100 |
| 107 | 270,600 | 316,700 | 348,900 | 370,400 |
| 108 | 271,700 | 317,100 | 349,300 | 370,800 |
| 109 | 273,000 | 317,500 | 349,600 | 371,100 |
| 110 | 273,800 | 317,800 | 350,000 | 371,500 |
| 111 | 274,600 | 318,100 | 350,300 | 371,800 |
| 112 | 275,500 | 318,400 | 350,700 | 372,100 |
| 113 | 276,400 | 318,700 | 351,000 | 372,500 |
| 114 | 277,300 | 319,000 | 351,400 | 372,800 |
| 115 | 278,100 | 319,300 | 351,700 | 373,200 |
| 116 | 278,900 | 319,600 | 352,000 | 373,500 |
| 117 | 279,700 | 319,900 | 352,400 | 373,900 |
| 118 | 280,500 | 320,200 | 352,800 | 374,200 |
| 119 | 281,200 | 320,500 | 353,200 | 374,600 |
| 120 | 281,900 | 320,800 | 353,600 | 374,900 |
| 121 | 282,500 | 321,100 | 354,000 | 375,300 |
| 122 | 283,100 | 321,300 | 354,400 | |
| 123 | 283,600 | 321,500 | 354,800 | |
| 124 | 284,200 | 321,700 | 355,200 | |
| 125 | 284,600 | 321,900 | 355,600 | |
| 126 | 285,100 | 322,100 | 356,000 | |
| 127 | 285,500 | 322,300 | 356,400 | |
| 128 | 285,800 | 322,500 | 356,800 | |

議案第十四号

特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年特別区競馬組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第八条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例第十三条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第十二項の規定は、退職職員（退職した特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する

職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

議案第十五号

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改める。

第十六条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

第二十九条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改める。

第二十九条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

第二条 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

第十六条の二第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

第二十九条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

第二十九条の二第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

特別区において会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

議員提出議案第一号

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月十八日

| 提出者 | |
|-------------|---------|
| 特別区競馬組合議会議員 | 酒井 たくや |
| 特別区競馬組合議会議員 | 高森 喜美子 |
| 特別区競馬組合議会議員 | 秋谷 こうき |
| 特別区競馬組合議会議員 | おぎの けんじ |
| 特別区競馬組合議会議員 | 伊藤 よしのり |

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十五年特別区競馬組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

| | | |
|------|----|---------|
| 議長 | 月額 | 二七、七〇〇円 |
| 副議長 | 月額 | 二三、七〇〇円 |
| 委員長 | 月額 | 一九、八〇〇円 |
| 副委員長 | 月額 | 一九、〇〇〇円 |

議員 月額 一八、四〇〇円

第四条第二項中「四月分から九月分まで」を「前年十二月分から五月分まで」に、「十月分から翌年三月分まで」を「六月分から十一月分まで」に、「前期分を九月、後期分を三月」を「前期分を六月、後期分を十二月」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第七条第一項中「副議長」の下に「、委員長又は副委員長」を加え、「三月」を削り、同条第二項中「前三月以内（十二月に支給する分については、六月以内）」を「前六月以内」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一 在職期間が六月の場合

| | |
|------|---------|
| 議長 | 七四、七〇〇円 |
| 副議長 | 六四、一〇〇円 |
| 委員長 | 五三、五〇〇円 |
| 副委員長 | 五一、四〇〇円 |
| 議員 | 四九、六〇〇円 |

第七条第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「三月未満（十二月に支給する分については、六月未満）」を「六月未満」に、「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定並びに同条第二項の改正規定及び同項に後段を加える改正規定は、令和七年一月一日から施行する。

(令和七年六月に支給する議員報酬に関する経過措置)

2 令和七年六月に支給する議員報酬の支給方法の適用については、この条例による改正後の特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項中「毎年前年十二月分から五月分まで」とあるのは「四月分及び五月分」とする。

(提案理由)

特別区における議員報酬の額等との均衡を図るため、規定を整備する必要がある。

令和六年第四回特別区競馬組合議定会定例会会議録

令和七年二月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議定会事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

